

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	木 下 誠
同	荒 木 幹 男

平成 29 年度定期監査等結果報告の提出について

(環境局事業部所管事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による平成 29 年度定期監査等を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

環境局事業部所管事務

(2) 選定理由

次の理由から、当該事務を当年度の監査対象とした。

- 環境事業センターについて、平成 23 年度以降ごみ収集輸送事業の民間委託化を進めているが、現在においても約 1,800 名の職員体制をとっており、その効率性の確保が重要であること。
- 霊園及び斎場事業について、指定管理者制度を導入していない小規模霊園 54 か所及び瓜破斎場はこの間監査の対象となっていないこと。

2 監査の目的と範囲

(1) 目的

大阪市監査委員監査基準に基づき、環境局が担うべき役割であるごみ減量・リサイクルの取組を進め、ごみ処理量が着実に減少してきている中、収集輸送体制について現状のごみ処理量に応じた適正な体制となっているか、また、指定管理者制度を導入していない霊園及び斎場事業について、効果的・効率的な運営となっているかを検証するため、重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事業が関係法令及び規程等に準拠し適正で効果的かつ効率的に行われているかを、関係職員のヒアリング及び証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的と

する。

(2) 範囲

監査対象の範囲は、環境局事業部が所管している普通ごみや資源・粗大ごみの収集輸送事業に関すること、ごみの適正処分に関する啓発指導事務並びに指定管理者制度を導入していない霊園及び斎場の管理運営について、監査の対象範囲とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 効率的に業務が執行されないリスク	ア ごみ排出量に応じた適正な要員及び機材の配置となっているか。	意見 1
	イ 他都市及び民間と比して業務内容に差異が生じていないか。	—
	ウ 家庭系ごみ持ち出しサービス事業は行政サービスとして適正なものとなっているか。	1 2
	エ 立入検査及び啓発活動が適正なものとなっているか。	意見 2
(2) 市民ニーズに適切に対応できないリスク	ア ごみ収集遅れ及び漏れ、不適切な作業の防止対策が構築され、有効に機能しているか。	—
	イ ごみ収集輸送時の事故防止対策が構築され、有効に機能しているか。	—
(3) 直接運営の霊園及び斎場について、効率的かつ経済的な運営がなされないリスク	ア 指定管理者制度を導入している施設と比して効率性及び経済性を欠いていないか。	意見 3
	イ 指定管理者制度を導入しない判断が合理的なものとなっているか。	—
(4) 職員に係る管理監督が適正になされないリスク	ア 出退勤、時間外勤務等について適正な管理体制が構築され、有効に機能しているか。	—
	イ 服務について適正な管理体制が構築され、有効に機能しているか。	—
(5) 受益者負担が適正でないリスク	ア ごみ処理に係る手数料について、適時見直され、公平に設定されているか。	—
	イ 他都市と比して、過剰もしくは過少な設定となっていないか。	—
(6) 他所属の指摘事例に対応していないリスク	ア 監査総括報告書において、指摘されている事項について適切に対応されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した結果、指摘及び意見に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

4 監査の期間

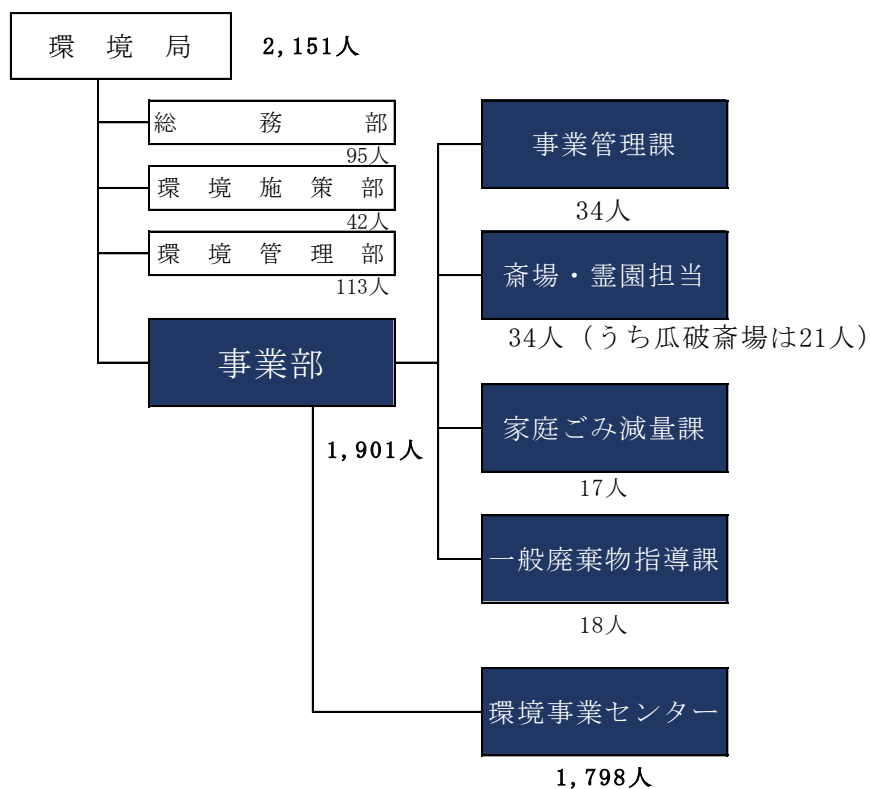
平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 19 日まで

第 2 事務の概要

1 組織図

環境局の組織図は図－ 1 のとおりである。

図－ 1 環境局組織図



- (注) 1 平成 29 年 5 月 1 日現在
2 色付け部分は今回の監査対象事務を所管する部署である。
3 総務部の職員数については環境局長及び理事を含む。
4 事業管理課の職員数については事業部長を含む。

2 監査対象の職員数

環境局事業部における職員数の推移は表－１のとおりである。

表－１ 職員数の推移

(単位：人)

年度	職 種	事務職員				技術職員			技能職員		事業主事 (補)	合 計	
						機械	電気						土木
		本務職員	嘱託職員	非常勤 嘱託職員	再任用 職員	本務職員	本務職員	再任用 職員	本務職員	本務職員	再任用 職員		本務職員
平成25年度 (5月1日)		125	0	23	1	4	1	0	0	1,831	40	82	2,107
平成26年度 (5月1日)		128	0	23	5	4	1	0	0	1,781	34	105	2,081
平成27年度 (5月1日)		113	0	23	6	4	1	0	1	1,737	41	104	2,030
平成28年度 (5月1日)		107	3	20	3	3	2	0	0	1,673	41	104	1,956
平成29年度 (5月1日)		101	3	20	7	1	2	1	0	1,603	59	104	1,901

- (注) 1 事務職員とは、企画・立案業務などの一般行政事務に従事する職員をいう。(対象部署においては、環境事業センターの統括業務のほか、路上喫煙対策、家庭系及び事業系ごみの減量、リサイクルの推進・啓発、廃棄物取扱業の許可及び指導などを行っている。)
- 2 技術職員とは、専門技術的業務に従事する職員をいう。
- 3 技能職員とは、ごみの収集等の作業に従事する職員をいう。
- 4 事業主事(補)とは、事業所等に関連する行政職業業務に特化した職員をいう。

3 決算等の状況

環境局事業部における家庭系ごみ収集輸送事業、霊園及び斎場事業の平成26年度から平成28年度の決算状況は表－２及び表－３のとおりである。

表－２ 直近３年間の家庭系ごみ収集輸送事業における決算額の推移

(単位：百万円)

年度	歳 出			
	合 計	直 営		委託料
		総額	うち人件費	
平成26年度	15,359	14,816	13,460	543
平成27年度	15,297	14,572	13,061	725
平成28年度	14,879	13,784	12,385	1,095

(単位：百万円)

年度	歳 入			
	合 計	使用料	手数料	諸収入
平成26年度	5,960	39	5,607	314
平成27年度	5,819	25	5,529	265
平成28年度	5,654	25	5,391	238

表－３ 直近３年間の霊園及び斎場事業における決算額の推移

(単位：百万円)

年度	歳 出			
	合 計	直 営		委託料
		総額	うち人件費	
平成26年度	1,632	696	265	936
平成27年度	1,543	632	262	911
平成28年度	1,567	644	252	923

(単位：百万円)

年度	歳 入			
	合 計	使用料	手数料	諸収入
平成26年度	562	548	1	13
平成27年度	669	648	7	14
平成28年度	585	561	5	19

４ 事務分掌

環境局事業部の主たる所管業務は表－４のとおりである。

表－４ 監査対象における事務分掌

部署名	事務の内容
事業管理課	・一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること ・環境美化に係る事業の実施、啓発及び市民活動の推進に関すること ・一般廃棄物（し尿を除く。）運搬用貨物自動車に関すること ・路上喫煙対策に関すること ・廃棄物の適正搬入の指導に関すること ・一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関すること
事業管理課 (斎場・霊園)	・埋火葬並びに斎場及び霊園に関すること
家庭ごみ減量課	・一般廃棄物等の減量化及び再生利用に係る事業の推進に関すること
一般廃棄物指導課	・一般廃棄物処理業者の一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること ・一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者・再生利用業者の指導監督に関すること ・工場搬入許可証の交付に関すること ・廃棄物の適正搬入の指導（一般廃棄物処理業者の指導に限る。）に関すること ・廃棄物の適正排出の指導に関すること
環境事業センター	・家庭系ごみの収集輸送（普通ごみ・資源ごみの収集・輸送）に関すること ・特定建築物の立入検査に関すること

(注) 一般廃棄物とは、一般家庭及び事業活動により排出される廃棄物のうち産業廃棄物を除いたもの。

5 主な事業の概要

(1) ごみ収集輸送

ア ごみ収集量及びごみ処理量

本市では家庭から排出される普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙及び衣類については、直営及び民間委託により収集輸送を実施している。一方、事業系ごみの収集については本市の許可を得た収集運搬業許可業者 297 事業者（平成 29 年 4 月 1 日現在）が収集輸送を実施している。

平成 28 年度におけるごみ収集量については、表－5 のとおりであり、うち家庭系ごみは 404,379 トン、また、企業や商店などから排出される事業系ごみは 545,343 トンとなっている。

表－5 ごみ収集量及び従事職員の平成 3 年度と平成 28 年度の比較

年 度	家庭系ごみ		事業系ごみ	その他 回収ごみ	合 計
	収集量	従事職員数			
平成 3 年度	全て直営収集 715,468 トン	2,583 人	1,433,963 トン	26,787 トン	2,176,218 トン
平成 28 年度	404,379 トン うち直営収集量 357,633 トン	1,701 人 (1,445 人) (注)	545,343 トン	4,688 トン	954,410 トン

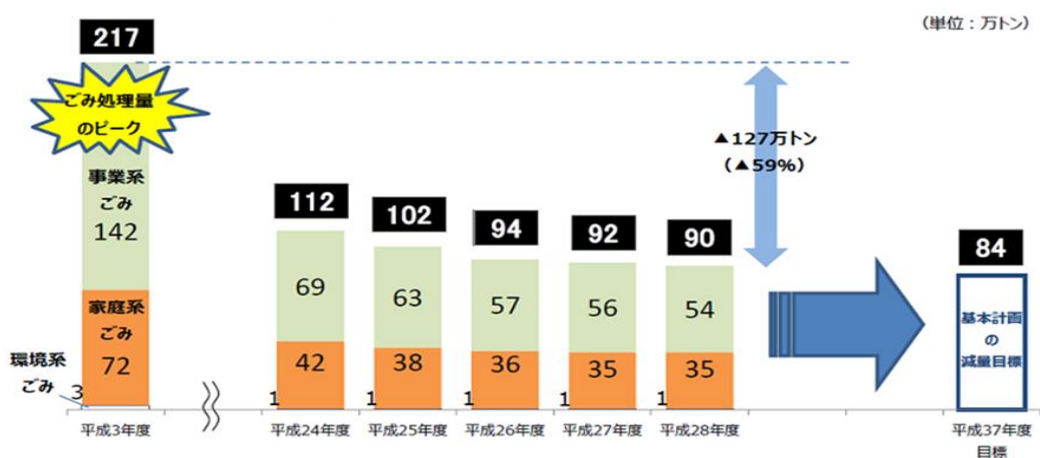
(参考)

直 営 収 集 に よ る 家 庭 系 ご み 収 集 量 及 び 従 事 職 員 数 比 較	50.0%	65.9% (55.9%)
---	-------	------------------

(注) 平成 28 年度従事職員数の () は、平成 3 年度以降の開始事業（ふれあい収集事業等）に従事する職員数を除く職員数。

ごみ処理量（焼却量）の推移は、図－2 のとおりであり、平成 28 年度は約 90 万トンとピーク時である平成 3 年度の 217 万トンと比較すると 127 万トンの減量（59%減）となるなど着実に減量が進んでいる。今後、環境局では平成 28 年 3 月に改定した一般廃棄物処理基本計画の減量目標として平成 37 年度にごみ処理量が 84 万トンとなることを目標とし、ごみ減量の取組を一層進めることとしている。

図－2 ごみ処理量（焼却量）の推移



(注) 図－2 に記載の処理量（焼却量）については、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙衣類及び資源化した金属量を除くため、表－5 の収集量とは差異が生じる。

イ 家庭系ごみの収集輸送の民間委託化

家庭系ごみの収集輸送については、収集輸送拠点として市内 11 か所に環境事業センターを設置しており、平成 23 年度以降、民間委託化が進められてきた。民間委託化の経過は表－6 のとおりであり、平成 29 年度の民間委託の状況は、表－7 のとおりである。

表－6 民間委託化の経過

年度	民間委託内容	
	ごみ区分	該当区
平成23年10月	粗大ごみ	北区・都島区・旭区・城東区・鶴見区
平成25年 4 月	粗大ごみ	東淀川区・淀川区・福島区・此花区・西淀川区・天王寺区・東住吉区・西区・港区・大正区・住之江区・住吉区
平成26年 4 月	粗大ごみ	中央区・浪速区・東成区・生野区・阿倍野区・西成区・平野区
平成27年 4 月	資源ごみ	北区・都島区
	容器包装プラスチック 古紙及び衣類	
平成28年 4 月	普通ごみ	北区・都島区
	古紙及び衣類	西区・港区・大正区
平成29年 4 月	資源ごみ 容器包装プラスチック	西区・港区・大正区

粗大ごみ
全区にて
民間委託

表－7 民間委託の状況

環境事業 センター	所管区	普通ごみ	粗大ごみ	資源ごみ 容器包装 プラスチック	古紙 衣類
北部	北区・都島区	委託	委託	委託	委託
東北	淀川区・東淀川区	—	委託	—	—
城北	旭区・城東区・鶴見区	—	委託	—	—
西北	福島区・此花区・西淀川区	—	委託	—	—
中部	天王寺区・東住吉区	—	委託	—	—
中部（出張所）	中央区・浪速区	—	委託	—	—
西部	西区・港区・大正区	—	委託	委託	委託
東部	東成区・生野区	—	委託	—	—
西南	住之江区・住吉区	—	委託	—	—
南部	阿倍野区・西成区	—	委託	—	—
東南	平野区	—	委託	—	—

ウ 家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン

環境局においては平成 29 年 6 月に家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン（平成 29 年度から平成 31 年度まで）が策定され、車両能力の最大数量まで収集・積込を実施することや待機時間等の圧縮などの効率化により、150 名の職員定数削減を実現していくこととしている。

（２）ふれあい収集事業（家庭系ごみ持ち出しサービス）

本市では、65 歳以上の高齢者だけの世帯、障がいのある方が居住されている家庭における、ごみの持ち出しが困難な方を対象として、環境局職員が無料で家庭までごみの収集にうかがうサービスを実施している。

対象となるごみについては、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙及び衣類のほか、粗大ごみの持ち出しにも対応し、サービスを受けている世帯は 9,363 世帯（平成 29 年 12 月現在）となっている。

当該事業の職員体制については、通常の家系ごみ収集輸送作業とは別の体制をとっており、市内 11 か所の環境事業センターにそれぞれ 3 人から 5 人の担当職員を、合計で 41 人の職員（試算人件費約 3.7 億円／年）を配置しており、また、粗大ごみの持ち出しについては、当該 41 人とは別の担当職員が対応している。

なお、政令指定都市 20 都市のうち、仙台市、相模原市、新潟市及び浜松市の 4 都市を除き、同様のサービスを実施しており、実施している 16 都市のうち岡山市、広島市及び福岡市の 3 都市は民間委託を実施している。

（３）美化減量推進業務

使用済み乾電池・蛍光灯・水銀体温計・インクカートリッジ・小型家電などの、市役所・区役所や一部のスーパーマーケットなどにおける回収業務や、マタニティ衣料、ベビー服等の家庭訪問回収業務、路上散乱ごみ対策業務や、区役所における啓発展示などの普及啓発業務を実施している。

当該事業の職員体制については、通常の家系ごみ収集輸送作業とは別の体制をとっており、市内 11 か所の環境事業センターにそれぞれ 4 人の担当職員を、合計で 44 人の職員（試算人件費約 4 億円／年）を配置している。

（４）事業系ごみ排出者に対する立入検査

本市におけるごみ処理量の約 6 割を占める事業系ごみの減量施策として、表－８のとおり、多量にごみを排出する建築物を特定建築物と位置づけ、減量指導の実施や資源化が効果的に実践されているか立入検査を行い、その管理者に対して必要な指導や助言を行っている。

当該立入検査の実績は、表－９のとおりである。

表－８ 立入検査の対象となる建築物

①	店舗・劇場・百貨店・図書館・美術館・博物館・旅館・ホテル・遊技場・各種専門学校で延床面積が3,000㎡以上の建築物
②	事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000㎡以上の建築物
③	製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物
④	大規模小売店舗立地法に規定される店舗

表－９ 特定建築物立入検査実績

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象施設数	4,352 施設	4,344 施設	4,345 施設
立入検査施設数	3,233 施設	3,218 施設	3,211 施設
検査実施割合	74.3 %	74.1 %	73.9 %

(５) 市設霊園の管理運営

環境局が所管している市設霊園は、泉南メモリアルパーク、瓜破、服部の公園式墓地等 10 霊園のほか、市域拡張の際に町村から寄付などにより引継いだ、いわゆる引継霊園が 54 霊園あり、計 64 箇所（総面積は約 98 万平方メートル）となっている。

管理・運営について、泉南メモリアルパークなど 10 霊園については、表－10 のとおり、指定管理者制度を平成 18 年 4 月より導入している。一方、表－11 の引継霊園である 54 霊園については、墓地使用者等により組織された管理委員会等により管理運営されている。

表－10 指定管理者が管理する霊園（10 霊園）

霊園	指定管理者	管理代行料
泉南メモリアルパーク 337,530㎡	泉南メモリアルパーク管理グループ	110,309 千円
瓜破霊園 280,772㎡ 服部霊園 192,448㎡ 南霊園 61,319㎡ 北霊園 20,236㎡	一般財団法人 環境事業協会	249,176 千円
加美霊園 15,350㎡ 平野霊園 3,043㎡ 住吉霊園 2,542㎡ 松原霊園 2,018㎡ 千駄霊園 1,372㎡	一般財団法人 環境事業協会	47,945 千円
合計 10霊園 (916,630㎡)		

(注) 指定管理者及び管理代行料については平成 29 年度のもの。

表－11 引継霊園（54 霊園）

墓地使用者等により組織する管理委員会等が管理する霊園		
北区	1 か所	南浜
都島区	2 か所	赤川・善源寺
西淀川区	7 か所	大和田・稗島・佃・福・大野・御幣島・野里
淀川区	4 か所	三津屋・東三国・十八条・加島東
東淀川区	4 か所	国次・大道・上新庄・山口
生野区	2 か所	鶴橋・巽
旭区	6 か所	森小路・上辻・別所・北清水・生江・江野
城東区	4 か所	新喜多・中浜・左専道・関目
鶴見区	1 か所	今津
阿倍野区	2 か所	北畠・奥大原
住之江区	5 か所	安立南・住之江・安立・北島・南加賀屋
住吉区	8 か所	西長居・遠里小野・我孫子・杉本・山之内・荻田・庭井・浅香
東住吉区	4 か所	東長居・杭全・今川・今林
平野区	2 か所	喜連・平野市町
西成区	2 か所	今宮・粉浜
合計 54 霊園（65,201㎡）		

（6）市設斎場（火葬場）の管理運営

本市における市設斎場は、表－12 のとおり、北、鶴見、小林、佃及び瓜破の計 5 斎場あり、総炉数は 72 炉となっている。

管理・運営について、瓜破斎場を除く 4 斎場については、平成 25 年 12 月より指定管理者制度を導入しており、瓜破斎場については、直営による管理運営を行っているが、順次業務委託の拡大（火葬業務、炉前業務の業務単位での委託）を行うこととしている。

表－12 市設斎場

斎場	指定管理者	管理代行料
北斎場 20 炉	おおさか斎苑管理グループ	317,299 千円
鶴見斎場 8 炉		
小林斎場 10 炉	おおさか斎苑管理グループ	187,162 千円
佃斎場 4 炉		
瓜破斎場 30 炉	直 営 (職員数 21 人：事務 4 人・作業員 17 人)	189,112 千円 (人件費のみの試算)
合計 5 斎場（72 炉）		

(注) 指定管理者及び管理代行料については平成 29 年度のもの。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり検討、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

1 ふれあい収集事業及び美化減量推進業務に係る職員の配置について改善を求めたもの

行政サービスの提供においては、市民の安全や安心、利便に支障を来すことがないよう配慮の上、効率的な事業運営となるよう常に業務内容や業務量に見合った合理的な職員配置を行う必要がある。

本市は、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類及び粗大ごみについて、所定のごみ集積場所への持ち出しが困難な高齢者世帯等に対して、環境事業センターの職員が各世帯に代わりごみの持ち出し作業を行う支援事業「ふれあい収集事業」を実施している。

また、美化減量対策として、使用済みの乾電池やマタニティ衣料等を区役所等の拠点箇所において回収するほか、路上等の散乱ごみについて適時に収集する体制を構築している。

これら業務に対応する職員の人員配置については以下の実態にあった。

<ふれあい収集事業について>

- 平成23年度に策定した配置基準に基づき、支援の対象世帯200世帯に対して職員1人の配置として、11環境事業センターの総計で41人を配置していた。
- しかし、センター毎の支援世帯数や職員の平均帰庫時間を比較したところ、表-13のように、職員配置と業務量の均衡がとれていない状況にあった。（平成29年11月現在の数値）

表-13 ふれあい収集事業に係る職員配置及び帰庫時間

環境事業センター	ふれあい収集配置数		対象世帯 H29.12.1現在	職員1人当たり 担当世帯数	H29.11 平均帰庫時間	
	車輛	人員			午前	午後
北部	3	3	701	234	11:10	16:05
東北	5	5	716	143	11:36	15:31
城北	5	5	1,018	204	11:39	16:05
西北	3	3	698	233	11:44	15:52
中部	3	3	837	279	11:30	16:17
中部出張所	3	3	508	169	11:31	15:35
西部	3	3	734	245	11:09	15:22
東部	3	3	1,058	353	11:37	16:37
西南	4	4	1,029	257	11:43	15:59
南部	4	4	958	240	11:40	15:43
東南	5	5	1,106	221	11:31	16:29
合計	41	41	9,363	228	—	—

(注) 環境局によると、帰庫後には収集したごみの分別や洗車等を行っているとのことである。

＜美化減量推進業務について＞

- 各環境事業センターにおいて、マタニティ衣料等の家庭訪問回収や乾電池等の拠点回収を行うチームと、路上の散乱ごみを収集するチームの計2チームを各チーム2人体制で編成し、11環境事業センターの総計で44人の職員を配置していた。
- しかし、業務実績と職員配置の関係について分析を行っておらず、現状の配置の適正性について検証していなかった。

これらについて環境局は、限られた人数により増加する業務量に対応してきたとの認識であるが、合理的な根拠に基づき職員配置を行うことの重要性に対する認識が不十分であったと考えられる。

現状においては、合理的な職員配置数とならないことにより、事業の効率性、経済性が損なわれるリスクがある。

したがって、以下のとおり勧告する。

〔改善勧告〕

環境局は、ふれあい収集事業及び美化減量推進業務について職員配置数の考え方を明確にし、適時、業務量に見合った職員配置であるかを検証の上、必要に応じて職員配置を見直す仕組みを構築すること。

2 ふれあい収集事業における認定について改善を求めたもの

行政サービスの提供においては、公正性、公平性の確保が非常に重要であるが、ふれあい収集事業において以下の実態にあった。

- 実施要綱により、本事業の対象者は本市に居住する65歳以上の方または障がい者等の世帯で、親族等の協力が得られず所定の排出場所までごみの排出が困難である方とすることが規定されている。
- 申請に基づき担当職員が面談に赴き、認定の可否を判断することになっているが、面談においてごみの排出が困難であるか否かの統一的な判断基準は定められておらず、面談を行う職員の個別判断により認定の可否が決定される状況にあった。

統一的な判断基準を定めていないのは、面談の実施に当たって職員個人の恣意性を排除する配慮が乏しいことが原因である。

現状においては、ふれあい収集事業に係る支援認定に恣意性が働くことにより、公平性を欠くリスクがある。

なお、内閣府「高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）」によると、65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつあるとしているところである。

したがって、以下のとおり勧告する。

[改善勧告]

環境局は、当該事業に係る支援認定について、面談における統一的な判断基準を整備すること。

また、65 歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあることから、環境局は、年齢要件の妥当性について、既に認定を受けている方への考慮も踏まえ、検討を行われたい。

(意見)

1 環境事業センターにおける業務実施体制のあり方について

市政改革プラン 2. 0 に掲げた家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン（平成 29 年度～平成 31 年度 以下「改革プラン」という。）では、収集輸送事業の徹底した効率化を目指し、業務実施体制を見直すことにより、職員定数について 150 名の削減を行い、税負担の軽減を図ることとしている。

その実現に向け、家庭系ごみ収集輸送の主力車両である小型プレスダンプ車 1 台の基準積載量について車両能力の最大限までの見直しを図り、加えて収集ルートの変更、さらに収集曜日による収集量の偏りの補正を行うとしている。

今回、改革プランの実効性について確認したところ、環境局では各環境事業センターごとに車両の平均移動時間や収集に係る作業時間、収集ルートや出動回数などについてシミュレーションを実施しており、人員削減効果の高い車両 1 台当たりの基準積載量の見直しに当たっても、従来の 1,400 キログラムを 1,600 キログラムに改定することとしている。

環境局によれば、職員 150 名の削減については平成 31 年度末に達成する見込みとのことであり、着実な実行が求められる。

一方、民間委託については、これまで本市では粗大ごみ収集は全市的に、また、普通ごみ収集は平成 28 年度より北部環境事業センターについて民間委託化するなど順次拡大してきた。改革プランにおいても「災害時の対応を考慮し、津波浸水被害の影響の少ない環境事業センターに直営の人員機材を重点的に配置し、その他の環境事業センターについては順次、民間委託の拡大を図っていく」とされており、直営による普通ごみ収集体制を平成 46 年度には約 400 名^(注)にするとしている。このように、民間委託しながら職員の削減を図ろうとしているが、センターごとの委託化する時期など、具体的な計画については明らかにされていない。

また、家庭系ごみの収集輸送形態については、ほかの政令指定都市は、表-14 のとおり、多くの都市が民間委託によりごみ収集業務を行っている実態もある。

環境局においては、民間委託についてこれらの動向を踏まえ、家庭系ごみ収集輸送事業のより一層の効率化の着実な実行に向け、センターごとの委託化について可能な時期を検討するなど、今後の具体的な計画を策定するとともに取組を推進されたい。

(注) 委託業務の検収・調整に必要な人員を含むと、直営体制は約 550 名となる。

表－14 政令指定都市における収集輸送事業の民間委託状況

区分	普通ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	容器包装 プラスチック	古紙・衣類
大阪市	一部	委	一部	一部	一部
札幌市	一部	委	一部	委	委
仙台市	委	委	委	委	委
さいたま市	一部	委	委	委	委
千葉市	委	委	委		
川崎市	直	委	委	委	委
横浜市	直	委	委	委	
相模原市	直	委	委	委	委
新潟市	委	委	委	委	委
静岡市	一部	一部	委	委	
浜松市	一部	一部	一部	一部	
名古屋市	一部	一部	一部	一部	直
京都市	一部	委	一部	一部	
堺市	委	直	委	委	委
神戸市	直	直	直	直	
岡山市	一部	一部	一部	一部	一部
広島市	一部	委	委	一部	委
北九州市	一部	委	一部	一部	
福岡市	委	委	委		
熊本市	一部	直	委	委	一部

(注) 1 委とは、全て委託化

(大阪市環境局調べ)

2 一部とは、一部委託化

3 直とは、全て直営

4 斜線については、分別収集の確認ができなかったもの

2 事業系ごみ排出者に対する立入検査について

本市におけるごみの処理量については、平成 28 年度実績で 90 万トンのうち事業系ごみは 54 万トンと、約 6 割を事業系ごみが占めている。このことから、本市では、事業系ごみの減量施策として、平成 5 年度から排出元である特定建築物の管理者に対して立入検査により必要な助言や指導を行っており、北部・中部・中部出張所の 3 センターに総計で 30 人の職員を配置している。

この特定建築物の対象について、環境局では事務所については当初延べ床面積 3,000 平方メートル以上を対象としてきたが、平成 11 年には 2,000 平方メートル以上を、平成 19 年に現在の 1,000 平方メートル以上を対象とするなど拡大してきた。

また、これらの特定建築物に対しては、現在、一般廃棄物指導課マニュアルにおいて、優良な事業者についてはおおむね 2 年に 1 回、そうでない事業者については毎年立ち入りを行うこととしており、この頻度については平成 21 年度から改定を図っていない。

一方、表－15 のとおり、特定建築物における事業系ごみ処理量は、着実に減少しており、過去最大である平成 19 年度の 246,301 トンに対して、平成 28 年度は 189,887 トンと約 23% の減となっている。

そうしたことから、例えば、優良な事業者に対しては立ち入りの頻度を減らすことや、抜き打ち検査の導入といった様々な検査手法を工夫することで、検査の効果性・効率性を高めることは可能であると考えられる。

現在、立入検査実施に 30 人の職員が従事し、その人件費は年間約 2.7 億円と試算されることも踏まえ、検査の体制や頻度、手法について検証、見直しを行い、今後の立入検査がより有効なものとなるよう、更なる工夫を行われたい。

表一15 特定建築物におけるごみの減量状況

実施年度	平成5年度	平成11年度	平成19年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象件数（件）	1,588	2,094	3,724	4,352	4,344	4,345
発生量（トン）	309,547	394,775	422,011	469,816	471,544	482,862
資源化量（トン）	67,834	156,345	175,710	269,967	274,941	292,975
資源化率（％）	21.9	39.6	41.6	57.5	58.3	60.7
処理量（トン）	241,713	238,430	246,301	199,849	196,603	189,887

（注）1 発生量とは、特定建築物から一般廃棄物として排出された総量

2 資源化量とは、発生量のうち資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙衣類など資源化ごみとして分別し排出されたもの

3 処理量とは、焼却処理がなされたもの

3 引継霊園の管理について

本市の市設霊園は、泉南メモリアルパークや服部霊園など本市が開設した 10 霊園のほか、市域拡張に際して町村より寄付収受を受けた、いわゆる引継霊園が 54 霊園存在する。

引継霊園の管理については、大阪市設霊園条例（昭和 24 年条例第 32 号）において「当分の間、なお従前の例による」と規定し、引継ぎ以前の霊園の使用者で組織される管理委員会等に対し管理運営を委ねているところである。

しかし、一部の管理委員会は、例えば役員の高齢化や後継者が見つからないことなどにより、組織が脆弱化していることから、3 霊園については管理委員会が実質的に消滅している状況にある。また、51 霊園のうち 38 霊園からは収支報告書類の提出があったものの、残る 13 霊園からは書類の提出がなされていなかった。

こうしたことから、引継霊園に対しては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に規定される霊園の経営者である本市としては、管理委員会等による運営が継続的なものとなるよう、対策を講じていく必要があると考える。

今後の高齢化社会の進行を鑑みると、管理委員会等が実態として機能しなくなり、適切な管理がなされないリスクは高まっている状況にある。環境局においては、管理委員会等の運営が継続的なものとなるよう、管理委員会等の負担も勘案しつつ、その運営を支援する取組など検討を行い実践されたい。

